

2022年3月2日

各位

東京都千代田区平河町二丁目5番3号
株式会社ガイアックス
代表執行役社長 上田 祐司
(コード番号: 3775 名証セントレックス)
(連絡先) 執行役管理本部長 野澤 直人
TEL 03 - 5759 - 0300

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2022年2月25日付「定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、定款の一部変更について2022年3月30日開催予定の当社定時株主総会に付議することを予定しておりますが、その議案の内容を一部訂正することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

1. 訂正箇所

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれに代わる。</p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>定款第15条(総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、施</u></p>

	<p>行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第15条は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

【訂正後】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は取締役会で定めた取締役が招集する。その取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(2) 株主総会は、取締役会で定めた取締役又は執行役が議長となる。その取締役又は執行役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれに代わる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>前条の規定にかかわらず現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力</u></p>

	<p><u>を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、</u> <u>定款第15条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

2. 訂正理由

第13条については、執行役が招集権者と議長のうち後者についてのみ就くことができるという点が明確となるよう、附則第2条の新設については、記載ミスが判明したため訂正するものがあります。

以 上